**令和６年度**

**刈谷市魅力あふれる介護の職場づくり表彰制度**

**募集要項**

**令和６年６月**

**刈谷市福祉健康部長寿課**

１　趣旨

刈谷市では、「第９期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（令和６年度～令和８年度）」に基づき、市内の介護事業所が実施する職場環境の改善、業務効率の向上等に関する優れた取組を表彰することにより、介護人材の確保及び定着並びに介護職に対するイメージの向上を図ります。

２　定義

この募集要項において「介護事業所」とは、市内に所在し、かつ、次に掲げるサービスを提供する事業所をいいます。

（１）介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス、同条第１４項に規定する地域密着型サービス、同条第２４項に規定する居宅介護支援若しくは同条第２６項に規定する施設サービス又は同法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス、同条第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス若しくは同条第１６項に規定する介護予防支援

（２）刈谷市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第２条第３号に規定する訪問介護相当サービス、同条第４号に規定する緩和基準訪問型サービス、同条第５号に規定する通所介護相当サービス又は同条第６号に規定する緩和基準通所型サービス

３　表彰対象となる取組

介護事業所が実施する次に掲げる取組（以下、「表彰対象取組」といいます。）に対して表彰を行います。

（１）働きやすい職場づくりのための取組

（２）業務効率化の取組

（３）人材育成のための取組

（４）離職防止及び定着促進に向けた取組

４　表彰対象取組の推薦

介護事業所を運営する法人は、１つの取組を推薦し、次の書類を提出してください。

※１法人につき、１事業所のみ推薦することができます。

（１）刈谷市魅力あふれる介護の職場づくり表彰推薦書（様式第１号）

（２）刈谷市魅力あふれる介護の職場づくり推薦理由書（様式第２号）

（３）３「表彰対象となる取組」に掲げる取組の内容が確認できる書類（任意様式）

※（１）及び（２）の様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。

５　表彰対象取組の推薦を行うことができない法人の資格要件

　　次のいずれかに該当する法人は、表彰対象取組の推薦を行うことができません。

（１）代表者又は従業員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である者

（２）その他適当でないと市長が認める者

６　表彰を行わない要件

　　次のいずれかに該当する介護事業所が実施する表彰対象取組に対しては、表彰を行いません。

（１）過去３年間に受けた行政指導（勧告以上のものに限る。）又は行政処分（いずれも愛知県又は本市が実施する監査により受けたものに限る。）に係る介護事業所

（２）過去３年間に愛知県又は本市から利用者等に対する虐待の事実認定を受けた介護事業所

７　応募期間及び応募方法

（１）応募期間

令和６年６月１日（土）から７月３１日（水）まで

（２）応募方法

電子メール（[choujyu@city.kariya.lg.jp](mailto:choujyu@city.kariya.lg.jp)）

８　審査方法

法人からの提出書類等に対し、本市職員が一次審査を実施したのちに、刈谷市魅力あふれる介護の職場づくり表彰審査委員会が二次審査を実施して表彰の候補となる表彰対象取組を１つ選定し、選考のうえ本市が決定します。

選定又は決定に当たっては、必要に応じて追加資料の提出を求めるほか、現地確認又はヒアリングを実施する場合があります。

決定

二次審査

(審査委員会)

一次審査

(本市職員)

推薦書類提出

一次審査結果を踏まえ、総合的に選定

採点により選定

９　審査基準

　　表彰対象取組に係る審査基準は、次のとおりです。

　（１）取組の成果が顕著であるか

　（２）取組に独自性があるか

　（３）取組に継続性があるか

　（４）取組に波及・発展が期待できるか

１０　主な具体的事例

　　表彰対象取組に係る主な具体的事例は、下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な具体的事例 |
| （１）働きやすい職場づくりのための取組 | ・年次有給休暇取得のための取組  ・育児又は介護を両立するための取組  ・出産後の復帰に関する取組 |
| （２）業務効率化の取組 | ・手順書の作成等による業務時間の削減  ・ＩＣＴ機器の活用による業務の省力化、職員の負担軽減 |
| （３）人材育成のための取組 | ・介護に関する資格取得の促進のための支援  ・職員の資質向上のための研修機会の充実  （外部研修への参加、内部研修の充実化）  ・新人職員の教育のための独自取組 |
| （４）離職防止及び定着促進に向けた取組 | ・勤続年数等に応じた表彰の実施  ・結婚祝金など、各種給付金制度の充実  ・職員による活動への支援 |

１１　表彰

　　表彰状及び副賞（３万円以内の介護関連用品）を授与します。副賞については、希望する品を事前に受賞者へ伺います。

なお、推薦を受けたすべての事業所に対して、ステッカーを贈呈します。

１２　スケジュール概要

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年６月１日（土） | 本市ホームページにより募集要項公開 |
| ６月１日（土）～７月３１日（水） | 表彰推薦書提出期間 |
| ８月～９月 | 書類審査・審査委員会 |
| １１月 | 選考結果通知 |
| １２月 | 表彰・選考取組の公表 |

１３　留意事項

（１）本市からの依頼による追加資料の提出を除き、応募期間を過ぎてからの申請書類の差替え及び再提出は認めません。

（２）応募期間終了後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（３）提出された書類中の個人情報等は、本審査以外には使用しません。

（４）提出された書類は、刈谷市情報公開条例に基づき、行政文書として情報開示の対象となることがあります。

（５）審査委員会の委員及び本件関係者に接触する（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）など、選定にあたり公平性を害する行為があった場合は失格とします。

１４　問合せ先

　　刈谷市役所　福祉健康部　長寿課　介護保険企画係

　　所在地　　　〒４４８－８５０１　刈谷市東陽町１丁目１番地

　　電話番号　　０５６６－６２－１０１３

　　電子メール　choujyu@city.kariya.lg.jp